

制定 平成 27 年 1 月 10 日
改正 平成 29 年 1 月 22 日（再貸与期間）

E カ ー ド 貸 与 規 程

- 1、この規程は三河オリエンテーリングクラブが、クラブ員へのEカードの貸与に関して定める。
- 2、基本的に無償貸与とする。
- 3、無償貸与を受けた者が、本クラブを退会するときにはEカードは返却する。
- 4、貸与したEカードを紛失、破損、寿命により再貸与する場合は前の貸与から3年の期間を置く。

制定 平成 27 年 1 月 10 日

会 費 規 程

- 1、この規程は、三河オリエンテーリングクラブのクラブ員の会費について定める。
- 2、クラブ員の会費は月額 300 円とする。ただし、以下の場合の特例とする。
(特例)
3、同一生計を営む家族にあつては1世帯、月額 300 円とする。
(特例)
4、会員が学生（大学院、専門学校を含む）、生徒、児童の場合はその年度中の会費を免除する。
(特例)
5、社会人の場合は入会初年度の会費を免除する。

制定 平成 27 年 1 月 10 日
改正 平成 29 年 1 月 22 日（助成額）

登 録 料 等 の 助 成 規 程

- 1、この規程は、三河オリエンテーリングクラブのクラブ員が上部団体支払う登録料などについて定める。
- 2、(公社) 日本オリエンテーリング協会の競技者登録料については登録料 5,000 円の内 3,000 円を助成する。
- 3、(公社) 日本オリエンテーリング協会の競技者登録料について、家族については 2 人目以上の助成はしない。

制定 平成 27 年 1 月 10 日

計 測 機 材 の 貸 出 料 規 程

- 1、この規程は、三河オリエンテーリングクラブの機材を他団体などに貸し出す場合の料金について規程する。
- 2、エミット機材の貸出料は1セット 3000 円とする。ただし、岡崎オリエンテーリング協会との相互貸し出しは無料とする。

制定 不明

改正 平成 30 年 1 月 28 日（助成額）

団 体 競 技 の 参 加 料 助 成 規 程

- 1、この規程は、三河オリエンテーリングクラブとしてリレーなど団体競技に参加する場合の参加料助成について規程する。
- 2、参加料の全額を助成する。ただし、チーム名に「三河 OLC」を入れること。